

## 災害公営住宅の整備について

### 1 整備の目的等

平成30年7月豪雨により住宅が全・半壊等の被害を受け、住み慣れた家に継続して居住することが困難になった方については、今後も住み慣れた生活圏で安全で安心して生活ができるよう、恒久的な住まいの再建に向けて支援していく必要があります。これらの方に一時的な住まいを確保するため、応急仮設住宅の建設、みなし仮設住宅や公営住宅等を提供するなどの支援を行ってきましたが、こうした一時的な入居支援には、期限があります。

そのため、呉市では、経済的、年齢等の理由から、一時入居期間終了後も自力での住宅再建が困難な方のために、災害公営住宅の整備に取り組んでいきます。

### 2 整備の基本的な考え方

#### 整備方針

被災された方々が被災前に当たり前であった生活を取り戻せるよう、安全・安心な災害公営住宅の整備を行います。

- (1) 誰もが使いやすいユニバーサルデザイン
- (2) 暮らしやすさ・コミュニティ形成の配慮
- (3) 各戸のプライバシーの確保
- (4) 多様な世帯に対応可能な設計
- (5) 周辺との景観と調和

#### 入居者資格

災害公営住宅へ入居できる人は、平成30年7月豪雨により呉市内で被災し、次の三つの条件の全てを満たす人です。

- (1) 住宅に困窮していること。
- (2) 平成30年7月豪雨により居住していた住宅が被災し、次のいずれかに該当すること。
  - ア 住宅のり災判定が「全壊」であること。
  - イ 住宅のり災判定が「大規模半壊」若しくは「半壊」であって、その住宅を解体した、又は解体することが確実であること。
- (3) 世帯員に暴力団員がいないこと。

### 3 概要

- (1) 供給戸数：50戸程度
- (2) 供給場所：呉市天応大浜3丁目地内（呉ポートピアパーク第2駐車場）
- (3) 住宅の規模：入居希望者の世帯構成に応じた整備

世帯構成	標準タイプ
一人世帯	1DK
一人～二人世帯	2DK
3人以上世帯	3DK



### 4 整備手法

- (1) 供給方式  
市が従来のように自ら設計と施工を分離して発注する方式では整備期間が十分に確保できないため、『買取方式』による整備を行うこととします。
- (2) 選定方法  
事業者の選定方法は、整備期間が短い中、品質の確保に対応可能な事業者を選定することができる『プロポーザル方式』を採用することとします。  
なお、プロポーザル方式による事業者の選定のために、選定委員会を設置します。

#### ※買取方式とは

民間のノウハウや活力を最大限に活用することによる効率的な整備を図るため、整備主体である市が公募等により事業者を選定し、当該事業者が設計・工事を行った住宅を市が買い取る手法です。東日本大震災や熊本地震で被害を受けた市町村でも採用された手法です。

### 5 整備スケジュール

年度	R元												R2												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
スケジュール	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">事業者公募</td> <td style="width: 10%;">協定締結</td> <td style="width: 10%;">設計</td> <td style="width: 10%;">買取額決定</td> <td style="width: 45%;">建設</td> <td style="width: 10%;">しゅん工</td> <td style="width: 10%;">★入居</td> </tr> </table>																		事業者公募	協定締結	設計	買取額決定	建設	しゅん工	★入居
事業者公募	協定締結	設計	買取額決定	建設	しゅん工	★入居																			
					●					●															
					9月議会補正					12月議会	財産取得		※ 必要に応じて行政報告を行う予定												